



## 「湊鉄道線の再生計画」

湊線を利用しましょう(その11)

湊線の第三セクター方式による存続決定後最初の「第9回湊鉄道対策協議会(会長・本間源基市長)」が10月23日、ひたちなか商工会議所で開催されました。

協議会では、これまでの経過説明や今後のスケジュール、寄付金についての方針等や湊鉄道線再生計画(案)を協議し、承認されました。

再生計画は、主に施設整備の年次計画を記載したもので、国の承認が得られれば、「鉄道軌道近代化設備整備費補助制度」により国の補助率、通常1/5が1/3にかさ上げされます。

内容としては、安全性の確保や利用促進向上のため、老朽化に伴う車両の更新や、列車車両の行き違い設備の新設・改良、段差を縮小するためのホームのかさ上げなど平成20年度から平成24年度までの5か年の計画等が盛り込まれています。

車両の更新をすることで、運行のスピードアップにつながり、さらに行き違い設備の新設・改良により運行間隔が短縮し、増便が可能となります。

10月29日、湊鉄道対策協議会として、本間源基市長、田中豊明県交通対策室長、茨城交通株式会社竹内順一社長の三者が国土交通省関東運輸局(横浜市)を訪問し、同線の再生計画を安原敬裕関東運輸局長へ手渡し、早期の承認を要望しました。

会談の中で、安原運輸局長は、「11月末ごろに承認をし、湊線再生に向けて国としても出来るだけ協力する」と述べました。さらに、「第三セクターで成功している地方鉄道は、地域住民が自分たちの鉄道として『マイルール意識』を持って鉄道を支えている。ま

た、そうしたところについては、国も積極的に支援していくので、湊線もぜひ、マイルール意識をもって存続に取り組んでほしい」と話していました。

湊線は通学・通勤そして生活の足として90余年、地域の皆さんを支えてきました。今後は、「自分たちの鉄道」となりますので、事業者・行政と一体となって湊線を支えていただきたいと思います。皆さんの温かいご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

市企画調整課 内線1311



国土交通省関東運輸局で再生計画が手渡されました。写真右から、安原国土交通省関東運輸局長、本間市長、竹内茨城交通株式会社社長、田中県交通対策室長

### 《守ります 家族の笑顔と 交通ルール》

## 年末の交通事故防止 県民運動

12月1日(土)～  
12月31日(月)  
までの31日間



▲11月3日の交通安全フェスティバル

- この運動の目的は次の6項目です。
- 県民の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 飲酒運転の根絶
- 薄暮時間帯および夜間の交通事故防止
- 高齢者の交通事故防止
- 自転車の交通事故防止
- 後部座席を含むシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

年末は特有の交通混雑や飲酒の機会の増加により、交通事故が多くなります。飲酒運転の根絶、歩行者・自転車利用者の交通事故防止のため、次のことを守りましょう。

#### 【飲酒運転根絶三ない運動】

- ①飲んだら運転しない
- ②運転するなら飲まない
- ③運転する人には飲ませない

#### 【高齢者運転者の安全運転五則】

- ①一時停止場所では必ず止まり左右の安全を確かめる
- ②ハンドル・ブレーキの操作を的確に行う
- ③交差点では必ず安全を確かめる
- ④信号を守り、信号の見落としに注意する
- ⑤脇見、ぼんやり運転をしない

#### 【自転車安全利用五則】

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④交通ルールを守る…○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

【問合せ】市防災交通課 内線 3212

## 在宅の重度障害者(児)に対する手当について

在宅の重度障害者(児)に対する支援として、次のような手当があります。

### ■特別障害者手当

心身に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に対して支給する手当です。

#### ▶対象となる障害の程度の目安

- ①障害基礎年金1級程度の障害が重複している方
  - ②障害基礎年金1級程度の障害が1つ、同2級程度の障害が2つ以上重複している方
  - ③障害基礎年金1級程度の障害が1つでも、長期の安静を必要とし日常生活において常時介護が必要な状態の方
- ※障害程度の審査のため、所定の様式による診断書が必要となります。

#### ▶手当の額月額…26,440円

※障害者本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上である場合や、施設に入所している場合、または3か月を超える長期入院をしている場合は対象となりません。

### ■障害児福祉手当

日常生活において常時介護が必要な重度障害児(20歳未満=児童)に対して支給する手当です。

#### ▶対象となる障害の程度の目安

- ①身体障害者手帳の障害が1級もしくは療育手帳の判定④を所持している児童、または同程度の障害を有する児童
  - ②精神の障害または①以外の障害や疾病等で、常時介護が必要な児童
- ※障害程度の審査のため、所定の様式による診断書が必要となります。

#### ▶手当の額月額…14,380円

※障害児、扶養義務者の所得が一定金額以上ある場合や、施設に入所している場合、またはひたちなか市特別児童福祉手当や障害年金を受給している児童は対象となりません。

これらの手当は、申請をして認定された場合に支給されます。下記の問い合わせ先へ事前に診断書等の必要書類を確認した上で、ご申請ください。

なお、支給が決定された後も、毎年所得・現況調査や、施設入所等の異動時に届け出が必要となりますので、予めご了承ください。

【申請・問合せ】市社会福祉課障害福祉係 内線 1114